

平成28年 1 月25日

各 位

会 社 名 株式会社カイノス
代表者名 代表取締役社長 上地 史朗
(コ ー ド : 4 5 5 6)
問合せ先 取締役管理本部本部長 黒谷 理
(TEL. 03-3816-4123)

(訂正) 「平成28年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕 (非連結) 」
の一部訂正 (追加) について

平成28年 1 月25日14時20分に発表いたしました「平成28年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕 (非連結) 」について訂正がありましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

平成28年 1 月25日15時00分に「株式給付信託 (J-E S O P) の導入に関するお知らせ」及び「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」を発表したことに伴い、四半期財務諸表に関する注記事項の重要な後発事象について訂正を行うものです。

2. 訂正の内容

【訂正前】

記載なし

【訂正後】

(重要な後発事象)

株式給付信託 (J-E S O P) の導入及び第三者割当による自己株式の処分について
当社は、平成 28 年 1 月25日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) の導入を決議いたしました。

1. 本制度の概要

株式給付信託 (J-E S O P) とは、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従

業員のインセンティブ・プラン制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

なお、本信託の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式378,527株(平成27年12月31日現在)のうち180,000株(105,120千円)を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して処分することを同時に決議いたしました。

2. 本信託の概要

①信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
②信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること
③委託者	当社
④受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
⑤受益者	株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
⑥信託契約日	平成28年2月10日(予定)
⑦信託設定日	平成28年2月10日(予定)
⑧信託の期間	平成28年2月10日(予定)から信託が終了するまで (終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。)
⑨制度開始日	平成28年2月10日(予定)
⑩当初信託金額	105,120,000円

3. 自己株式の処分の概要

①処分期日	平成28年2月10日
②処分株式数	普通株式180,000株
③処分価額	1株につき金584円
④資金調達額	105,120,000円
⑤処分方法	第三者割当の方法によります。
⑥処分先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
⑦その他	該当事項はありません。

以上